

令和8年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金

～市街化区域空き家除却補助事業補助金とは～

山形市では、移住・定住が見込める宅地の創出を図るため、市街化区域内に所在する空き家で**優良宅地（建築物の再建築が法令の規定により可能な敷地）**に所在するものを除却（解体）する場合に、除却（解体）費用の一部（**上限額50万円**）を予算の範囲内で交付します。

簡易チェックリスト

- 申請者は、空き家の登記事項証明書に所有者として登録されているか
- 申請者の世帯に、前年の所得金額が655万円を超える者がいないか
- 申請者は、市税を滞納していないか。不動産業を営む者ではないか。
- 解体しようとする空き家は、令和4年12月31日以前に取得したものか
- 本補助金の交付決定前に工事に着手していないか
- 空き家並びにその附属する建物や門扉等の工作物の全てを除却する予定か
- 他の制度等により補助金の交付を受けていないか
- 法令の規定により建築物を解体できる許可を得た事業者に依頼する予定か
- 山形市の市街化区域内に存在する空き家か。長屋や共同住宅ではないか
- 昭和56年5月31日以前に建築された空き家か
- 再建築が可能な敷地上に存する空き家か
- 複数人の共有である場合、解体について同意を得ているか
- 抵当権など所有権以外の権利が設定されていないか
- 解体工事は来年の1月31日までに完了できるか

	項目	内容
1	対象となる空き家(右の要件を全て満たす空き家で、長屋及び共同住宅を除きます。)	(1) 山形市の市街化区域内に存するもの (2) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの (3) 法令の規定により建築物の再建築が可能な敷地上に存するもの (4) 建築物の過半が住宅として使用されていたもの (5) 建築物が複数人の共有である場合は、その共有者全員から

		<p>当該建築物の除却についての同意を得られているもの</p> <p>(6) 所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除却についての同意を得られているときは、この限りでない。</p> <p>(7) 不動産業を営む者が営利目的で所有するものではないもの</p> <p>(8) 補助対象者が、令和4年12月31日以前に相続又は遺贈により取得しているもの</p> <p>(9) 補助対象者が取得した時から補助金の交付の申請をする時まで、事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないもの</p>
2	対象者	<p>次のいずれにも該当する個人。</p> <p>(1) 補助対象空き家の登記事項証明書に所有者として登録されている者</p> <p>(2) 同一世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により編成される住民基本台帳における世帯をいう。以下同じ。）に属する者に係る前年の所得金額について655万円を超える者がいない者</p> <p>(3) 山形市の市税の滞納がない</p>
3	対象となる除却（解体）工事	<p>次のいずれにも該当する除却（解体）工事</p> <p>(1) 法令の規定により建築物を除却（解体）できる許可を得た事業者に請け負わせるもの</p> <p>(2) 補助金の交付の決定前に着手した工事でないもの</p> <p>(3) 補助対象空き家並びにその附属する物置、作業場及び門扉等の工作物の全てを除却するもの</p> <p>(4) 他の制度等により補助金の交付を受けないもの</p>
4	事前申込募集期間	<p>令和8年7月17日（金）まで</p> <p>応募多数の場合は抽選となります。</p> <p>※応募が少ない場合は受付期間を延長し、予算に達した時点で</p>

		終了します。
5	募集戸数	2戸程度
6	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）並びに附属する物置、作業場及び門扉等の工作物の全てを除却する工事に要する費用（家財道具、車両、機械、立木等の処分費も含まれます。）
7	補助金の額	次の(1)、(2)いずれか少ない額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に建築物の延べ床面積を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額とします。（50万円を上限） (1) 建築物1平方メートル当たりの補助対象経費の額 (2) 建築物1平方メートル当たりの除却工事費の額（木造建築物にあっては36,000円、非木造建築物にあっては51,000円とする。）
8	補助金の上限額	50万円
9	手続の主な手順	事前申込 → （抽選） → 補助対象空き家に該当 → 補助金交付申請 → 補助金交付決定 → 工事着工 → 工事完了 → 工事代金の支払 → 実績報告 → 補助金の支払
10	注意事項	(1) 補助対象空き家に該当したときは、通知の送付があった日から起算して60日以内に補助金の交付申請を行ってください。正当な理由がなく、この期間を経過したときは、補助金の交付申請ができない場合があります。（事情があり、期間経過後の申請になる場合は必ず下記の問合せ先までご連絡下さい。） (2) 本補助金の交付決定前に工事に着手された場合は、本補助金の対象となりません。 (3) 工事は、補助金の交付の決定の日の翌日から起算して90日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに完了してください。 (4) 建築物を除却（解体）することにより、翌年度から固定資

		<p>産税額が増額になる場合があります。</p> <p>(5) 補助金の交付は、工事の完了報告後のため、<u>一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります。</u></p> <p>(6) 本補助金についてのご相談があり、山形市において建築物の調査を行った場合には、本補助金を活用し、除却を行うか否かにかかわらず、山形市から建築物の維持管理について指導を受けることがあります。</p>
--	--	--

1 事前申込時に必要な書類

		書類名	備考
事前申込者	<input type="checkbox"/>	事前申込書	様式第1号
全員	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書の写し	未登記の場合は申込不可
	<input type="checkbox"/>	相続人全員の同意書	相続人の代表者が申請する場合
	<input type="checkbox"/>	委任状	様式第2号。申請手続を代理人が行う場合
	<input type="checkbox"/>	権利者全員の同意書	所有権以外の権利が設定されている場合
	<input type="checkbox"/>	工事計画書	様式第3号

2 補助金の交付申請（補助対象空き家に該当した後）に必要な書類

		書類名	備考
申請者	<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（兼）同意書	様式第5号
	<input type="checkbox"/>	誓約書	様式第6号
	<input type="checkbox"/>	補助対象空き家の所有者の戸籍謄本 若しくは戸籍抄本又は住民票の写し	※本籍及び筆頭者氏名の記載のあるもの
	<input type="checkbox"/>	建築物の延床面積を確認することができる床面積求積図等の書類	
	<input type="checkbox"/>	現況写真	現況が把握できるもので、建物全体が写るよう に撮影し、4・5枚程度
	<input type="checkbox"/>	工事見積書	内訳明細の付いたもの
	<input type="checkbox"/>	補助対象工事に係る事業者であることを証する書類	補助対象工事を行う事業者に係る建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工

			事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
	<input type="checkbox"/>	交付申請者が属する世帯（住民票上の世帯）全員に係る前年の所得金額が分かる書類の写し	住民票上の世帯全員分の所得証明書（前年度所得が確認できるもの）

3 交付決定後に工事を取り止めたり、工事の内容に変更が生じた場合に必要書類

		書類名	備考
申請者	<input type="checkbox"/>	事業変更（中止・廃止）申請書	様式第8号
	<input type="checkbox"/>	変更内容の分かる書類	変更する場合
	<input type="checkbox"/>	補助対象工事に要する費用に係る変更見積書	変更内容が費用に関する場合

4 工事終了後に必要書類

		書類名	備考
申請者	<input type="checkbox"/>	実績報告書	様式第10号
	<input type="checkbox"/>	補助対象工事に係る工事請負契約書 又は請書の写し	
	<input type="checkbox"/>	補助対象工事の工事写真	工事中及び工事完了後で、4・5枚程度
	<input type="checkbox"/>	補助対象工事に係る領収書の写し	内訳明細の付いたもの

5 お願い

必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

問合せ先 山形市まちづくり政策部住宅政策課 ☎023-641-1212（内線470）